

日本口腔ケア学会 大学院教育施設認定

口腔ケアについて高度な知識や技能を有する人材を育成するとともに高度な研究を行う大学院を（社）日本口腔ケア学会教育施設として認定とする。

大学院教育認定施設には本学会指導者又は理事および理事経験者が常勤として在籍して口腔ケアを中心としたカリキュラムによる研究・教育がなされている大学院とする。

大学院博士課程は、将来口腔ケア指導者となるべき人材の育成を行う。

修士課程は臨床において主導的立場にたちうる人材の育成をめざす。

大学院教育認定施設の過程を終了したものは指導資格や認定資格の学会での申請年限を減免することができるものとする。

指導者申請

博士課程修了者 学会入会后 8年（通常12年）

修士課程修了者 学会入会后 10年（通常12年）

認定資格者 1級

博士課程 学会入会后 6年（通常10年）

修士課程 学会入会后 8年（通常10年）

認定資格者 2級

博士課程 学会入会后 2年（通常5年）

修士課程 学会入会后 3年（通常5年）

大学院教育施設認定、審査料ならび認定登録料は当分の間以下の如くとする

1 審査料は3万円とする

2 5年間の認定登録料は5万円とする

(大学院教育認定施設の申請方法)

- 1 大学院教育認定施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に審査料を添えて、提出しなければならない
 - 1) 大学院教育認定施設申請書様式 1
 - 2) 申請大学院教育施設内容説明書様式 2
 - 3) 口腔ケア認定指導者勤務証明書、履歴書、業績書.....様式 3
 - 4) 大学院の教育・カリキュラム (シラバス)様式 4
 - 5) 口腔ケア教育・研究・研修組織様式 5
 - 6) 口腔ケアの研究・教育・研修活動内容報告書様式 6
 - 7) 実地調査協力内諾書様式 7
 - 8) 大学院施設概要様式 8
 - 9) 常備図書、雑誌等の概要様式 9
 - 10) 口腔ケア研究・研修・教育で使用可能な診療設備の概要様式 10
 - 11) 大学院教育施設認定後5年間の行動目標様式 11
 - 12) 審査料 振替払込請求書兼受領証の写し様式 12
- 2 大学院教育認定施設審査会は必要に応じてその他資料等の提出を求めることができる

(審査ならびに認定、認定中調査改善勧告)

- 1 大学院教育認定施設の審査は、申請書類審査および必要に応じて実地調査等を行うものとする
- 2 大学院教育認定施設については、審査会が大学院教育認定施設としての適否を申請書類および必要に応じて実地調査等を行い判定し、その結果を理事会に答申するものとする
- 3 但し、認定期間中に適宜実地調査等を行い、問題点があれば改善の指導、勧告を行い、改善されないときは資格取消をする場合がある
- 4 審査・認定の業務は、日本口腔ケア協会ならび日本医学歯学情報機構が協力し行うこととする

(審査料ならび認定登録料)

- 1 「大学院教育認定施設」の審査料は3万円ならびに5年間の認定登録料は当分の間5万円とする

(大学院教育認定施設の認定取消とその時点での大学院生の取り扱いについて)

大学院教育認定施設が次の事項に該当するとき、認定を取消す

- 1) 認定指導者が不在となった場合、その時点で在籍の大学院生は大学院生が希望した場合、学会指名の指導者に定期的にレポートを提出する等の在籍時の大学院生のみの特例措置を得ることができる
- 2) 認定資格者が2年を超えて不在の場合施設認定は取り消される
- 3) 更新期日を超えて1年以内に更新を行わなかったとき施設認定は取り消される
- 4) 申請書類等に重大な誤りがあったとき施設認定は取り消される
- 5) その他、認定施設としてふさわしくないと判定されたとき施設認定は取り消される